時事新報定價

時事新報ハ一年三百六十五日一日モ休刊セズ其代價遞送料廣告料ハ左ノ如シ

一枚二錢○一箇月前金五十錢○三箇月前金一圓五十錢○六箇月前金三圓○一箇年前金六圓

○時事新報社ヨリ直接ニ郵便ニテ遞送スルモノニ限リ右定價ノ外ニ一箇月十五錢ノ遞送料ヲ申受ク

時事新報廣告料前金

一行五號活字廿四字詰	一日限	二日以上六日迄	七日以上
一行ニ付	十二錢	十一錢	十錢五厘

月曜日并に大祭祝日の翌日等他新聞紙の休刊日に限り時事新報配達の求めに應ず此場合には新報代價一箇月前金八錢にして地方に郵送する分は此外に貼用する郵便印紙の代價を申受く可し

時事新報

内國勸業博覽會出品の始末

第三回内國勸業博覽會は本年四月を以て始まり當七月を以て閉會するの豫定にして此開場四箇月間は日本國中津々浦々の人々も鐵道汽船交通の便を利用して花の東京に群集し廣き博覽會場も日々人の山を築くならんと我れも人も共に盛事を想望したりしに開場期限に差掛りて都鄙金融必迫の談あり繼て麥作も不出來にして養蠶も餘り上首尾ならず米價は非常に騰貴して南京米の輸入を仰ぎ貧民救助說所在に喧しきに加へて國中一般衆議院議員撰擧の事ありて之が爲めに奔走して餘念なき者も多かりし等にて博覽會の見物人は豫期の如くに多からず會の爲めには氣の毒なれども時勢は如何ともす可らず唯我輩の希望する所は我博覽會事務官が斯る事情あるに因りて特に出品人の便宜を謀り閉會の際賣殘品を處分するにも成る可く其失望を生せざらしむるの一事是れあり抑も今年の博覽會は彼の第一國會と恰も一幅對として明治二十三年の紀念と爲さんとするの趣向なれば博覽會事務官が成る可く其出品を多くせんとするの意向は各地到る所の勸業課に傳はり勸業課にては其縣下より成る可く多く出品せしめんとて自然競爭の姿を呈して其出品奬勵の行屆きたるは從前比類なき所なりと云ふ左れば律義ある實業家などは勸業課に催促さるゝが儘、無理算段に出品を整へて之を陳列したるものさへありと云ふ斯くて本會も今月末を以て閉場と決して此間賣買約定濟と爲りたる者は仕合なれども不幸にして賣れ殘りたる者は常例通り之を出品人に返戻す可きや如何、金高の品物を陳列して前四箇月間之れを晒せ置き幾十萬人の眼に觸れて所謂店晒しと爲りたる者を此不景氣の時節柄、其儘手許に返されては誰れか當惑せざるものあらんや美術工藝を示さんとて念入りに作りたる品物は俄かに人に賣らんとするも容易に相手を得べからず博覽會の景氣に浮かれて佳品逸物を製作し一個の賞牌褒狀を得て一寸鼻を高くしたる祟りにて實の持ち腐りを爲さゞるべからざるの仕合にては今後内外の博覽會に向て政府が出品を促すに當り彼等は今日の失計に懲りて大に其出品心を沮喪するや必せり即ち博覽會事務官は後來我工藝の爲めに謀り今回博覽會賣殘品を始末するに特別の處分法を講せざる可らざるは勿論にして我輩の所見を以てすれば斯る場合に彼の富籤法こそ屈强の者なれ之を利用して一時に彼の賣殘品を處分するは臨機の措置として最も有効なる可しと思ふ者あり即ち今彼の賣殘品を評價して假りに總計二十萬圓ありとすれば二十萬枚の富札を作りて一枚一圓に賣り出し一二三四と當籤の順番に因りて其賞品の高下を立つると勿論なれども成る可く其當籤札の數を多くし全數四分の一即ち五萬個位までは多少の賞品を得せしむると爲さば得失の波瀾も平均して人情を害するの恐れなく又出品人の方より云へば自費を以て賣殘品を引き取り斯る不景氣勝ちの折柄、其始末に當惑するに引き替へ博覽會場にて其代品を金に換ふるを得るが故に價は評價人の公評に任じて別に異議ある可しとも思はれず即ち富籤法を以て博覽會賣殘品を處分するは幾多出品人の失望を防ぎ後來其出品に奮發せしむるの一策にして斯る場合に富籤法を利用するは社會人情を害せざるのみならず因て以て我工藝奬勵の實效を擧ぐるを得べし聞く所に據れば我博覽會事務官中にも此邊の考を抱く者ある由なれども富籤法を採用するは實際如何ある可きやとて之れを擯斥する論者もあり目下熟考中の姿なりと云へど彼の事務官等は博覽會の如き臨時特別の事務を處辨するに何を苦んで獨り富籤法を用ふるに怯なるや西洋諸國には毎度其例を開くとなれども我國は格別の者として官邊の人が自から手を下すを好まざれば民間に相應の周達人を得て一切之れに任ずるも可ならん兎に角に當初その出品を奬勵しながら最後其始末に就き十分の力を盡さゞるは事に始終あるものと云ふ可らず若しも本年の如き年柄に當りて賣殘品を出品者に戻し當惑骨髓に徹せしむるともあらば今後博覽會の擧ありて何程出品を催促するも美術的の名品を製作して之を陳列するものを絕つに至る可し特に來る明治二十五年には米國に萬國大博覽會あり我國にては國交上並に商賣上に於て大に之れに出品せざる可らざるが故に我博覽會事務官も今より前途の事を思ふて今日彼の賣殘品を處分するに其出品者の失望を來さゞるやう臨機の覺悟あらんと我輩の切に希望する所なり

官報

朕日本帝國領事規則中改正ノ件ヲ裁可シ玆ニ之ヲ公布セシム

御名 御璽

明治廿三年七月廿一日 外務大臣子爵青木周藏

勅令第百三十四號

日本帝國領事規則中領事手數料及出張入費表目九項左ノ通改正ス

九 船舶出入港屆出及船舶諸證書保管

登簿噸數	十五噸以上五十噸以下	百五十石以上五百石以下	三十錢
同	五十噸以上百噸以下	五百石以上千石以下	五十錢
同	百噸以上二百噸以下	千石以上	一圓
同	二百噸以上五百噸以下		三圓
同	五百噸以上		五圓

但漁船ハ手數料ヲ徵收セス

勅令第百三十四號參照

勅令第八十號日本帝國領事規則(明治廿三年五月廿日官報)抄錄

九 船舶出入港屆出及船舶諸證書保管 五圓

朕官有地特別處分規則ヲ裁可シ玆ニ之ヲ公布セシム

御名 御璽

明治廿三年七月廿一日 內務大臣伯爵西鄕從道

勅令第百三十五號

官有地特別處分規則

第一條 內務大臣ハ左ノ場合ニ限リ官有地ヲ隨意ノ契約ヲ以テ貸渡又ハ賣渡スコトヲ得「一 直接公用ニ供スル爲又ハ公共ノ利益トナル事業ノ爲府縣郡市町村及公共組合又ハ其他ノ起業者ニ官有地ヲ貸渡又ハ賣渡ストキ」二 不用ニ屬スル官有地一箇所ノ坪數百五十坪ニ滿タス其許定價格二百圓以內ノモノヲ賣渡又ハ其貸渡料一箇年五圓以內ニシテ貸渡期限五箇年以內ノモノヲ貸渡ストキ但望人二名以上アルトキハ此限ニアラス」三 鑛山ニ於ケル鑛物運搬道路冷溫泉場ニ於ケル汲泉場又ハ導泉敷地ノ如キ官許ヲ與ヘタル主タル事業ニ直接附隨シ必要缺クヘカラスト認メタル官有地ヲ其事業者ニ貸渡又ハ賣渡ストキ」四 會計法施行以前土地ノ形質ヲ變更シ又ハ建物ヲ建設スルカ爲貸渡シタル官有地ヲ其借地人ニ賣渡シ又ハ引續キ貸渡ストキ○第二條 直接公用ニ供スル官有地ヲ特ニ府縣郡市町村又ハ公共組合ノ直接公用ニ供スルトキハ借地料ヲ徵收セサルモノトス○第三條 府縣郡市町村又ハ公共組合ニ於テ直接公用ニ供スル官有地ノ修理保存費ヲ負擔スルモノハ其直接公用ヲ廢スルトキ官有財產管理上必要ノモノヲ除ク外之ヲ其費用負擔者ニ無代下付ス府縣郡市町村又ハ公共組合ニ於テ其土地ヲ賣拂ハントスルトキハ隣接地主ハ先買ノ權ヲ有スルモノトス○第四條 北海道官有未開ノ土地并官有森林原野ニハ本令ヲ適用セス

雜報

○米國銀貨案可決の由來及其影響の成行事情如何

第二 明治六年即ち千八百七十三年以後銀貨下落の事情

偖ても前節に記載したる如く去る明治六年即ち西曆千八百七十三年以後倫敦市場に於ける銀相場は異常の變化を以て異常に下落し一オンス六十一片より四十二片まで下落して前後の相違十九片に達したる原因を尋るに世界金銀產出の增減等を始め精密に吟味せば種々樣々なるべしと雖も其重もなるものは千八百七十年普國新たに佛國に勝ち巨額の償金を得て俄かに財政上寬裕の餘を生じたる餘波、遂に貨幣制度を改革し金貨を本位として銀貨本位を廢し一時に銀貨一億餘萬圓を賣出したるにあるもの〻如し即ち是れぞ近年銀價下落の始めにして銀相場變動の根本なりとす、蓋し銀價の變動中其產出の增減等に因るものは其增減の高、餘程の割合に及ぶと雖も其相場には著るしき高低を見ざるを常とす其次第は世界銀の產出は最近の調査に據るに一箇年一億二千二百餘萬弗なるが故に假に三割の增減ありたりとしても其增減の高は三百六十餘萬圓に過ぎずして今日世界に通用貨幣となり又は器具裝飾品と爲りて需用せられ居る銀の總高に比する時は何分とも言はず何匣とも言はず殆んど步割にかゝらざる程(世界に需用せられ居る銀量の多量なる一例を擧ぐれば一昨年の刊行なるサヨン ゼー レーロル氏の政治經濟類集に據れば千四百九十三年亞米利加發見より千八百八十年までに同洲のみにて採掘したる銀量は八十億三千四百八十一萬九千弗ありとあり以て其多量の一斑を推知すべし)にして其趣き譬へば世界に需用せられ居る銀の總高を水槽の水とすれば年々產出の銀は小柄杓の水に異らず、容積狹き柄杓を以て槽中より水を汲み取り若くは汲込むみと幾杓に及ぶとも容量廣き槽中の水は增減左程に見るべきもののなきに等し然れども貨幣制度の變より來るものは之に異り從來用ひざりし邦國にて之を用ひ、又用ひ來りし邦國にて之を廢するものあるが故に言はゞ是れ水槽の寸方を大小にする次第にして(獨逸にて銀貨本位を廢したるが爲め不用に屬したる銀貨は三億餘萬圓なりと云へり左れば此制度の一改革は世界の銀山殆んど一時に四倍の多額を生じたると一般なるべきか)槽中水準の深淺前後著るしき相違を來し從て其價を上下するみと著るしきものあるの事實は古來經濟社會の定論と爲り居れり、實に千八百七十年普國の貨幣制度改革は世界銀槽の寸方を縮めたるものにして其相場の下落は寸方の縮みたるが爲め槽中の水準俄に高りたると同樣の割合に下落せしめたるなり、即ち昨日の本項表中に記したる如く其前年まで六十一片內外なりしものが千八百七十四年には五十八片と爲りて三片の下落を來したるなり、斯る次第にして普國の貨幣制度改革の結果は既に銀價の下落を促がしたるに引き續き米國の廢銀條例實施、羅甸同盟諸國に於ける銀貨自由鑄造の停止等因、果とあり果又因となりて層々銀價を下落せしむるの事情多く、遂に千八百七十五年には五十六片に下りたるに同年世界商業の大不景氣あり、翌年印度爲換及銀塊相場の亂高下を生じ翌千八百七十七年には印度の大飢饉、露土の戰爭起り同七十八年には英國商業
七十九年には米
等經濟上著るし
遂に千八百八十
の葛藤、安南の內
下落を極め遂に

第三 米國

前節に記述した
價下落したるが
を採用し來れる
困難を極はめ
衆國の如きは其
ればにや銀價回
も喧しかりしは
國政府は毎月二
らざる銀塊を買
ランドアクトを
銀價回復に何等
下落して銀山主
する年々の銀塊
表中に掲げたる
至る四十箇年間
得べかりしもの
ざりしものと假
百餘萬圓に下ら
あるも偶然にあ

○慈善の流行

から薄らぎ慈悲
なるが我國の如
と共に同情相憐
明治十八年の頃
達が發起となり
善家の金を一と
り一回二回と其
は發起者の本意
外なき次第なる
世間に起り近頃
口に之を許すれ
撲に慈善と云ふ
行あり演說會に
までも慈善に發
れから先きは實
のや怖いものは
て不仕合せもの
て裏店邊に貧民
に文明がおひ
も相成らざるべ
なしの席言を
を落さず五體
が何處迄も働き
そ宜しかるべし
著なる貧民まで
みとになるべし
さる慈善の名を
を要する一萬

○長崎縣の臨時

及び警察費)の

○東海道鐵道發車時刻 新橋發午前六時五分(急行)、六時四十分、八時、八時三十五分、九時三十分(急行)、十時二十五分、十一時四十五分、午後一時二十五分、二時三十分、三時五十五分、四時四十五分(急行)、五時五十分、六時五十分、八時三十分、九時五十五分、十一時十五分(急行)●横濱發午前六時三十分、七時二十分、八時十分、九時十五分(急行)、十時二十二分、十一時三十分、午後零時四十五分、二時、三時、四時二十五分(急行)、五時十分、三時、五時十分、七時四十五分

○新橋神戶間發車時刻 新橋發午前六時五分(國府津止)九時三十分(名古屋止)午後二時三十分(靜岡止)四時四十五分(濱松止)●神戶發(下り)午前七時二十分(神戶迄)、午後零時十九分(神戶迄)四時十二分(名古屋止)六時五十分(濱松止)、十時五十九分(神戶迄)○(上り)午前八時十三分(新橋迄)、十一時二十分(名古屋止)、七時二十分(名古屋止)十時四十二分(新橋迄)、午後三時

○水戶鐵道發車時刻